公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第49号

平成27年1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市厚生町3-20 大同生命諫早営業所２Ｆ　TEL 0957-22-8479
印刷所／諫早印刷株式会社

いさはや灯りファンタジア（諫早市役所前）

めざします　企業の繁栄と社会への貢献

2015年 年頭のご挨拶

公益社団法人 諫早大村法人会 会長　**石　坂　和　彦**

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、希望に満ちた新年をお過ごしのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、法人会会員の皆様、役員の皆様方をはじめ税務ご当局、女性部会・青年部会の皆様の温かいご支援ご協力を頂戴いたしまして、厚く御礼申し上げます。

法人会は公益社団法人として２年目に入り、会員企業の皆様方のために、更に広く市民の皆様方・地域社会の発展の為に、活動させていただいております。

昨年９月、10月に開催させていただきました、“経営革新塾”は、大盛況のうちに終了することができ、計４回で延べ約130名の受講者を得ることができました。合わせて、税務ご当局の力強いご指導ご支援を得て、決算説明会、新設法人説明会、各税務に関する講習会など、有益な事業を重ねさせていただいております。

また、１月21日㈬～23日㈮開催のグローバル経営フォーラムin九州（福岡）の後援、３月４日㈬藤尾秀昭氏講演会の主催など、法人会らしい『**企業の存続・継続・発展**』のテーマのもと、諸活動を真剣に継続していく所存でございます。

加えて、社会貢献事業の一環といたしまして、小学校高学年を対象とした租税教室及び絵はがきコンクールを、青年部会・女性部会を中心に税務ご当局のご協力を得て行ってまいります。

どうか今後とも皆様方のご理解とご支援を得て、更に仲間（会員）が増加し、より充実した活動ができますよう何卒変わらぬご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

本年もあなた様にとりまして輝かしい年になりますよう心よりご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

諫早大村法人会主催
諫早間税会共催

講　演　会

テーマ　**出逢いの人間学**　～出逢いとは人生そのものです～

講　師　致知出版社社長・編集長　藤　尾　秀　昭 氏

日　時　平成27年３月４日(水)　18：30～20：30

入場無料

場　所　長崎インターナショナルホテル（大村市水主町1-973-1）

皆様のご参加をお待ちしております

新年のごあいさつ

諫早税務署長　渡邉（わたなべ）　希（のぞむ）

新年あけましておめでとうございます。

平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

諫早大村法人会の皆様方におかれましては、ご家族とともにお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

改めて、平素からの石坂会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の税務行政に対する格別のご理解とご協力に、厚く御礼申し上げます。

昨年７月に諫早税務署へ着任して半年が経ちましたが、この間、会員の皆様方が租税教室や絵葉書コンクールの実施、計４回開催された経営革新塾並びに「長崎がんばらんば大会」におけるボランティア活動など、地域に密着した活動を精力的に展開されておられ、深く敬意を表している次第でございます。

さて、税務署では、政府全体として取り組んでおります電子政府の実現に向け、「国税電子申告･納税システム（ｅ－Ｔａｘ）」の利用を推進しております。

諫早大村法人会の事業計画にもｅ－Ｔａｘの利用率の向上を目標に掲げていただき、非常に心強く思っており、本年も職員一同、普及拡大に向け取り組んでまいりますので、会員の皆様方にも、より一層のご理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。

ところで、まもなく平成26年分の個人事業者の所得税及び消費税・地方消費税の確定申告の時期を迎えますが、会員の皆様方の職場で確定申告が必要な方がおられましたら、この機会に是非、ｅ－Ｔａｘ並びに国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくようお勧め願います。

最後になりましたが、新しい年が諫早大村法人会並びに会員の皆様方にとりまして、更なるご繁栄の年となりますよう心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

第31回法人会全国大会　栃 木 大 会

開 催 日：平成26年10月16日㈭
開催場所：栃木県総合文化センター（宇都宮市）
第１部　記念講演（14：00～15：10）
「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」
ＴＢＳテレビ報道局　解説・専門記者室長　杉　尾　秀　哉 氏
第２部　式　　典（15：30～16：45）
税制改正提言の報告、租税教育活動の報告、大会宣言等
第３部　懇 親 会（17：05～18：35）

大 会 宣 言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実行税率20％台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日
全国法人会総連合全国大会

平成27年度税制改正スローガン

- まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！
- 厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！
- 法人の実効税率を20％台に引き下げ、軽減税率も15％の本則化とする見直しを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

平成26年度『中学生の「税についての作文」』『税に関する高校生の作文』の受賞者の紹介

毎年、諫早税務署では中学生及び高校生の皆様から「税についての作文」の募集を行い、平成26年度では、諫早税務署管内では中学生の作文3,255編、高校生の作文1,804編の提出をいただきました。

今回は紙面の関係上、受賞者の一部の方をご紹介したいと思います。

◎ 中学生の「税についての作文」（共催：国税庁・全国納税貯蓄組合連合会）

国税庁長官賞	諫早高等学校附属中学校３年	山本　　樹　さん
全国法人会総連合会長賞	諫早高等学校附属中学校３年	内野里沙子　さん
長崎県納税貯蓄組合連合会長賞	諫早市立諫早中学校３年	山本　実弥　さん
	大村市立郡中学校３年	橋口　未来　さん
諫早税務署長賞	諫早市立西諫早中学校３年	田代未菜美　さん
	諫早高等学校附属中学校３年	大杉　芽生　さん

◎ 税に関する高校生の作文（主催：国税庁）

福岡国税局長賞	向陽高等学校２年	町田　咲野　さん
諫早税務署長賞	諫早商業高等学校３年	木下　美優　さん
	西陵高等学校１年	髙木　結彩　さん
長崎県租税教育推進協議会代表幹事賞	長崎日大高等学校３年	松本友里亜　さん

平成26年度 中学生の「税についての作文」

国税庁長官賞

私と「負けんだるま」と税金

長崎県立諫早高等学校附属中学校　山本（やまもと）　樹（いつき）さん

私が小学５年生のときに東日本大震災が起こりました。激しい揺れ。津波に飲まれる街。大量に積み上げられた瓦礫。そんな目をおおうばかりの悲惨な光景を今でも覚えています。「私たちにできることは何だろう」と考え、小学校全体で節電や節水、募金を行いました。さらに、文房具や応援メッセージを福島県郡山市の小学校へ送りました。すると、お礼として「負けんだるま」とビデオレターが届いたのです。ビデオレターの中で、自分たちが作詞作曲したという歌を全校生徒が歌ってくれました。「福島が大好きだから離れたくない。前を向いて進んでいこう」という思いが伝わってきました。聴き終わって涙がこぼれました。元気づけるはずのこちらが「頑張ろう」と思えたのです。

このような交流があった福島県などの被災地の復興には税金が使われています。もちろん被災地だけでなく私たちも税金の恩恵を受けています。道路や図書館、学校、教科書。様々なところで税金は姿を変えて私たちの暮らしをサポートしているのです。税金がなかったら今のような便利で豊かな生活は送れません。現在の暮らしは税金のおかげであることをみんなが意識することが大切だと思います。そうすれば、税金を納めることができるのに納めない人はいなくなるのではないでしょうか。私は大人になったら、税金の重要さを心に留めて納税したいです。今の子どもたちが同じような気持ちをもってくれたらいいなと思っています。

ところで2014年４月から消費税が８パーセントになりました。賛否両論様々な意見がありましたが、私は増税は少し嫌だなと思っていました。家計が苦しくなる世帯が増えるのではないかと不安だったからです。しかし、ニュースで高齢者の年金や震災の復興のために使われると知りました。私の頭の中には、福島県のあの小学生の姿が浮かんできました。私が払った消費税があの子たちの役に立つのかもしれないと考えると少し嬉しくなりました。だから、消費税が上がっても文句を言わずにきちんと払おうと決めたのです。今の私は消費税しか払っていませんが、大人になったら納税はしっかりするつもりでいます。だから、税金を何に使うのかもっと具体的に説明してほしいです。そうすれば、税金でつくられたものを大事にしようという意識が強くなるのではないかと思うのです。

最近、税金を自分の旅行費として使用した人がいるというニュースが相次いでいます。どうしてそんなことができるのでしょう。税金を何だと思っているのでしょう。そんなことに使うくらいなら、震災の復興のために使ってください。被災地の未来ある子どもたちのために使ってください。私に「頑張ろう」と思わせてくれた、元気をくれた大切な彼らのために。

平成26年度 中学生の「税についての作文」

公益財団法人全国法人会総連合会長賞

税金に支えられている

長崎県立諫早高等学校附属中学校　内野　里沙子（うちの　りさこ）さん

私はよく、祖母の通院に付き添うことがある。一緒にバスに乗って病院まで行き、私は祖母の診察が終わるまで待合室で雑誌を読んで待ち、診察が終わるとまた一緒にバスに乗って家まで帰るのだ。何度も祖母の通院に付き添ううちに、私はあることに気がついた。それは、祖母は診察にかかったお金や薬の費用を支払っていないということだ。歯医者に行っても、皮フ科に行っても、総合病院に行っても、祖母は医療費を支払わなくてもいいようだ。なぜだろう。祖母が支払わなかった分の医療費は、一体だれが支払っているのだろう。そんな疑問が浮かんだ。

そこで、病院で医療事務の仕事をしている私の母に祖母の医療費について聞いてみることにした。すると母は医療費のしくみについて、私にも分かるよう詳しく教えてくれた。まず、医療費は負担する額が決まっている。年齢や所得で負担する額は違い、私の祖母くらいの年齢の人は、医療費の１割を負担すればいいことになっている。だが祖母の場合、特別に医療費は免除されている。なぜなら、祖母は今から69年前に、原爆の被害を受けたからだ。祖母のように原爆の被害を受けた人の医療費は、免除されるしくみになっている。そして、その免除された分の医療費は、国民の税金によってまかなわれている。社会保障費というものだ。祖母の世代の人は、子どもの世代の人が払う税金によって支えられている。そして、私たちの若い世代がこれから払う税金が、私たちの親の世代を支えていくのだ。今の日本は、医療の進歩によって平均寿命がぐんぐんと延び、世界でも高齢化が急速に進んでいる国のひとつだ。この40年の間に10歳以上も平均寿命が延びている。高齢者がどんどんと増えているのにつれて、少子化も進んでいる。これは日本の大きな問題のひとつである。この問題が引き起こす新たな問題が、社会保障費の問題だ。高齢化が進むに伴い、社会保障費も増加する。しかしそれを負担する世代の人口は減少するから、安定財源の確保のためには、１人あたりの負担額を大きくするしかないのだ。これが日本の重要な課題である。

母から聞いた社会保障費の話は、私の知らないことばかりだった。あまり詳しく知らなかった税金のしくみも、理解すると世の中のしくみが見渡せたような感覚になった。特に高齢者の医療費を若い世代がまかなうというしくみは、国民みんなで支え合っているんだということがよく分かり、嬉しかった。私はまだ税金を払う世代ではない。しかし、なにか物を買う時は消費税を払っている。今年の４月から消費税率８パーセントになったが、私が払った消費税も、社会保障のために使われているかもしれないと思うと、増税もしっかり受け入れて、生活していきたいと思う。日本の支え合いの税金というシステムを誇りに思いたい。

諫早税務署からのお知らせ

申告書の提出期限

所得税・贈与税の申告は　平成27年３月16日(月)まで

個人事業者消費税の申告は　平成27年３月31日(火)まで

確定申告相談会場は２月10日(火)から開設します。

※ 所得税の還付申告書は１月以降提出することができます。

【受付時間】午前９時～午後４時

○ 申告相談の受付は、原則として午後４時までとしていますが、受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。

○ 土・日曜日及び祝日は休みとなります。

平成26年分　確定申告期における税務署の閉庁日対応

●閉庁日に対応する日

平成27年２月22日(日)

平成27年３月１日(日)

※ 受付時間：両日とも午前９時から午後４時まで

●申告会場

ＮＢＣ別館（長崎市上町1-35）

※ 長崎税務署の庁舎では、申告相談を行いません。

※ ＮＢＣ別館は長崎税務署の職員が対応します。

●対応業務

・確定申告書用紙の配布

・申告相談

・確定申告書の収受

・納付相談